

仙台教区 復興支援活動ニュースレター

4 → 6 ・ 4 5 通信

発行人：平賀徹夫
〒980-0014 仙台市青葉区本町 1-2-12
カトリック仙台司教区事務局
TEL 022-222-7371 FAX 022-222-7378
義援金振替口座：02260-9-2305
名義：カトリック仙台司教区本部事務局

仮設住宅から災害公営住宅などへ移られる被災者の方が増えるにつれ、小教区の活動場所も仮設住宅集会所から、新たな場所へと変化しています。今回は、災害公営住宅の集会所でサロンを開いているカトリックいわき教会 チーム平・堂根と、カトリック亘理教会で傾聴活動を再開したカトリック八木山教会 八木山オリーブの会の様子をご紹介します。最後に、熊本地震についてのお願いと宮城県の応急仮設住宅の入居状況や災害公営住宅の整備状況等についてお知らせします。

困難を乗り越えながら歩む

カトリックいわき教会 チーム平・堂根 佐々木 三代子

いわき市沿岸部の津波被災者の方々は、大震災後、まとまって入居していた 14 階建ての内郷・砂子田住宅などでの暮らしを経て、各々、出身地域の災害公営住宅に移られました。

その中でも、いちばん大きな被災地となった薄磯地区は、震災前は、258 軒、766 名の方が住んでいた集落でした。しかし、2011 年 3 月 11 日の津波により、遠浅で良好な海水浴場が広がっていた家族的なこの薄磯地域は、あっという間に波にのみ込まれてしまいました。死者 122 名、残った家屋は 18 軒。

私たちチーム平・堂根が、砂子田住宅でサロンを開いていた時からの自治会長さんが、薄磯団地（災害公営住宅）に移られてからも、自治会長としてご活躍で、薄磯団地でも継続してサロンをと要請を受けて、私たちはごく自然なこととしてお受けいたしました。

ところが、実際にサロンを開いてみると、初期は参加者が 7、8 名しか来られませんでした。今考えると、薄磯団地も他地区同様に、砂子田住宅や平中央台仮設住宅、また借上げ住宅などから戻られた方々が住んでおり、私たちが初めてお会いする人々も多くいました。そのため、団地にお住まいの皆さんに、私たちのサロンがどのようなものか知られていなかったのです。

チーム平・堂根というボランティアチームを結成し、順調に活動を続けて 3 年余り。「谷間に置かれた人々に寄り添っていきましょう」との思いで、一同燃えていたはずの平・堂根サロンでしたが、平・堂根のボランティアから、スタッフの人数の方が多いこのサロンについて、次第に疑問の声が上がり始めました。

この災害公営住宅・薄磯団地の立地は、海岸からは遠く離れ、にわかに山を切り開き、背面には崖が迫り、バス路線も廃止されて、お店が一軒もない不自由きわまりない地域なのです。お年寄りのさびしさや不便な暮らしの様子が想像され、私たちボランティアチームも「どうすればいいの」と思いあぐねておりました。その時、ずっと支援してくださっているシスターからの「ブレないことよ！」の一言が、心に大きく響きました。

ある時、薄磯区の男性役員の方が、「薄磯の女性たちは、朝から晩まで働くのが当たり前。昼間にお茶飲みだなんて、聞いたこともなかったからねー」とおっしゃったのを思い出し、まったく変わった状況下で、これではいけないと気づきました。そこで、地元役員の奥様お 2 人に、薄磯団地にお住まいの皆様へお声をおかけしていただくようお願いしました。同時に他方、区長さんともお話

しし、薄磯区の広報誌にお知らせを出していただきました。「皆で一緒に少しの楽しみの時間をもって、震災で疲れ切った心を休めましょう」と。

このことがきっかけとなって、人々がサロンに集まり始めました。女性も男性も、各テーブルからは大きな笑い声が起こり、参加人数は平均 42 人～45 人、大賑わいのサロンと化しました。

先日は、北海道から新鮮な舞茸をたくさんちょうだいしたので、山ほどの舞茸ご飯を炊きました。あちらからこちらからも、お釜が壊れたような大騒ぎをしながら、舞茸ご飯をいただきました。「おいしかったよー」とおっしゃってくださる皆さんの顔は、初期のころの硬い表情は吹っ切れて、お茶会が終わるころには、いつも会の終わりに歌う歌も、ハーモニーもよろしく「薄磯合唱団」さながらの盛り上がり方でした。

皆さんの喜びは、チーム平・堂根のボランティアみんなの喜びとなり、年配者の多いボランティアの生きがいともなっており、それぞれの担当する役割り準備に余念がありません。これからも、何か問題に直面することがあったとしても、「谷間におかれた人々に寄り添って」いきたいと願っています。



カトリック亘理教会での傾聴のはじまり

カトリック八木山教会 八木山オリーブの会 野田 和雄

6 月 22 日（水）、八木山オリーブの会は、103 回目の傾聴をカトリック亘理教会で行いました。仮設住宅集会所の閉鎖により、場所を荒浜中野集会所に移す予定で準備していましたが、集会所のある地域が、海に近く、津波のトラウマなどの理由から、そこでの実施を断念。急ぎよ、亘理教会のご厚意で、教会をお借りしての開催となりました。

旧館仮設集会所、公共ゾーン第 3 仮設集会所での活動を経て、今回の亘理教会が、オリーブの会として 3 カ所目の活動場所になります。教会の皆様は、家のない旅人のような私たちを受け入れてくださり、その上、送迎、駐車場、聖堂をはじめ 2 階の備品まで、移動や清掃に心を砕いてくださいました。

場所が変わると参加者は減るものですが、当日は 20 名弱の参加がありました。これも、地元密着の口コミや連絡の心遣いのお陰です。スタッフを含めて 37 名が集まると、教会内は、満員御礼の有様です。相変わらずの参加者の顔ぶれと笑顔はいつも通りです。おしゃべりしながら、女性たちは、

今日は袋作りです。気のおけないおなじみの浜の言葉が飛び交い、話に花が咲きます。2 階では、男性たちが、囲碁、将棋に夢中です。他教会のミサからニコ神父様が駆けつけてくださり、ギター担当の鈴木さんとなにやらハーサルを始めました。「ノーナマニサバ…♪」？



男性は囲碁将棋を楽しみ、女性は袋作りに勤しみました。ニコ神父様はギター担当鈴木さんと熱心に打ち合わせ。

おしゃべりするとお腹が減ります。お弁当の前に、亘理教会の長嶋委員長より、歓迎の挨拶と保育園児との交流提案がありました。参加者は、孫のような園児と遊べる機会ができると聞いて嬉しそうでした。子どもたちとコラボで、お手玉やコマ回しが出来たら楽しいだろうと思っています。

昼食後は、ギターに合わせて合唱です。聖堂に、日本の懐かしい歌が響き渡ります。ニコ神父様は、インドネシア民謡「可愛いあの子は…」を披露して、すっかり人気者です。教会で合唱すると、仮設集会所とは違う響きがあります。笑顔で歌う人の写真を撮ると、十字架やマリア像も写っています。

活動が終了し、参加者を送り出すと、スタッフ全員のふり返りです。亘理、FMM、元寺、八木山の人々が、今日の体験により感じたことを語ります。各々の思いや感じ方が異なっていて、とても良い感謝と祈りの場となりました。特に、分かち合いに広がりや深みが増したように感じます。行動と祈り、恵みと感謝、ボランティアと教会が 1 つになってきました。

「15 分あればミサが出来る」とニコ神父様がつぶやいていました。ボランティアの後で、ミサと分かち合いが出来たら良いと思っています。次回は、7 月 27 日。実り多い集いになりますように…。



カトリック亘理教会の聖堂で、みんなで一緒にご飯を食べ、合唱し、楽しいひとときを過ごしました。

熊本地震 寄付金のお願い&ボランティア募集中

熊本地震について、発生から 3 ヶ月が経過し、報道が大変少なくなっておりますが、今なお多くの方々が、不自由な生活を強いられています。また、雨が降ると二次災害の恐れから、活動を休止せざるを得ない状況のため、家屋の片付けなども思うように進んでいないようです。東日本大震災への支援に加え、熊本地震に対する募金やボランティア参加など、皆様からの多くのご協力とご支援を、今後ともよろしくお願いいたします。

【熊本地震 募金送付先】

●カリタスジャパン

郵便振替番号：00170-5-95979

加入者名：宗教法人カトリック中央協議会 カリタスジャパン

＊通信欄に、「熊本地震」とご明記ください。

＊募金は、福岡教区「支援室」およびその他の団体による支援活動のために活用させていただく予定です。

●カトリック福岡教区

郵便振替番号：01760-6-20729

加入者名：カトリック福岡司教区

＊通信欄に、「熊本地震支援金」とご明記ください。

＊募金は、教区の判断により、教会の修復やカトリック関係の被災者支援にも活用されます。

《カリタス福岡・熊本支援センター（くまセン）でのボランティアをご希望の皆様》

・カトリック福岡教区のホームページにて、申込手順、募集要項をご確認の上、お申込ください。

※インターネット環境がない場合は、電話でお問い合わせください。

支援室ホームページ <http://fukuoka.catholic.jp/ejsien.html>

【カリタス福岡・熊本支援センター ボランティア受付窓口】

電話 080-2709-0237（受付時間 8時～19時）

FAX 0968-24-8209

ボランティア受付メールアドレス kumasen.vol@gmail.com

◎日々の活動の様子は、Facebook「カトリック福岡教区 熊本地震被災者支援室」にて紹介されています。[@fukuoka.diocese.relief](https://www.facebook.com/fukuoka.diocese.relief/) を検索すると見つかります。

支援室 Facebook <https://www.facebook.com/fukuoka.diocese.relief/>



宮城 応急仮設住宅入居状況と災害公営住宅進捗状況

宮城県の災害公営住宅の整備状況については、県全体の計画の 7.1%にのぼる戸数が、石巻市、名取市、女川町、東松島市において、事業未着手となっています。また、仙台市では、全ての災害公営住宅が完成・入居開始となりましたが、7つの市町(下表の黄表示)では、完成が平成 29 年度以降になる予定です。工事完成が遅れている地域では、ほとんどが市街地区画整理事業地内、防災集団移転事業による移転団地内、津波復興拠点整備事業地内への建設となっていることから、災害公営住宅建設前に、土地のかさ上げや造成工事を行う必要性があることから、遅れていると考えられます。

災害公営住宅の入居に関しては、利便性の悪い郊外に立地している復興住宅ほど、人気がなく、空きが多く発生しているようです。また、災害公営住宅の住民について、65 歳以上の高齢者の割合が高く、孤立防止対策の必要性、住民のコミュニティづくりへの支援が重要視されています。

《宮城県の状況》

市町村	応急仮設(プレハブ)住宅供与及び入居状況(平成 28 年 6 月 30 日現在)						災害公営住宅	
	供給戸数	入居戸数	入居者数	入居率	民間賃貸借上住宅入居		工事完了戸数	進捗率
仙台市	1,505	87	152	5.8%	1,552 戸	3,428 名	3,179	100%
石巻市	7,176	3,398	7,218	47.4%	1,916 戸	4,563 名	2,624	58.3%
塩竈市	170	75	155	44.1%	195 戸	419 名	150	35.8%
気仙沼市	3,466	1,902	4,031	54.9%	549 戸	1,351 名	807	37.8%
名取市	903	477	867	52.8%	295 戸	726 名	117	16.3%
多賀城市	373	33	55	8.8%	233 戸	535 名	482	90.6%
岩沼市	384	0	0	0.0%	77 戸	185 名	210	100%
東松島市	1,611	430	996	26.7%	309 戸	754 名	795	78.7%
亘理町	1,126	26	46	2.3%	27 戸	76 名	477	100%
山元町	1,030	154	302	15.0%	7 戸	20 名	402	82.0%
七ヶ浜町	373	15	25	4.0%	14 戸	48 名	212	100%
女川町	1,288	939	1,819	72.9%	28 戸	86 名	294	33.9%
南三陸町	2,154	1,173	2,843	54.5%	15 戸	47 名	340	46.1%
大郷町	0	0	0	解体済み	3 戸	12 名	3	100%
美里町	0	0	0		20 戸	45 名	40	100%
登米市	応急仮設住宅の建設なし				136 戸	361 名	60	71.4%
栗原市					17 戸	42 名	15	100%
大崎市					113 戸	266 名	170	100%
松島町					31 戸	76 名	52	100%
利府町					46 戸	99 名	25	100%
涌谷町					22 戸	53 名	48	100%
合計	21,559	8,709 戸	18,509 名	40.4%	5,806 戸	13,708 名	10,502 戸	66.0%

※民間賃貸借上住宅入居状況の合計数は、宮城県内全ての市町村の合計数となっています。

※宮城県の「災害公営住宅の整備状況について(平成 28 年 6 月 30 日現在)」(平成 28 年 7 月 11 日更新)、「応急仮設住宅の入居状況(平成 28 年 6 月末時点)」(平成 28 年 7 月 8 日更新)の資料を引用・参照しています。

応急仮設住宅（プレハブ住宅及び民間賃貸借上住宅）の入居数については、徐々に減少しています。2016 年 5 月末と 6 月末を比較すると、1 ヶ月で、プレハブ住宅が約 620 戸（約 1,320 人）、民間賃貸借上が約 720 戸（約 1,540 人）、減少しました。そのうちのプレハブ約 100 戸、民間賃貸約 500 戸が、仙台市の減少となっています。これは、仙台市の災害公営住宅が完成したことと、特定延長に該当しない世帯の退去期限が迫っていることが、理由として考えられます。

一方で、東日本大震災に伴う仮設住宅の入居世帯のうち、退去後の居住先が決まっていない世帯が、岩手、宮城両県で 2,610 世帯、全体の約 10%に上ります。再建計画を検討中という世帯が多数を占めていますが、経済的事情などで行き場のないケースも相当数に上ります。

また、震災前に住んでいた民間賃貸住宅が半壊以上でも取り壊されずに修復されて残されたため、災害公営住宅の入居要件を満たせず、災害公営住宅に入居できないケースもあり、復興庁は「災害公営住宅の入居要件は自治体が柔軟に決めてほしい」と助言していますが、市町村によって対応が分かれています。（2016 年 6 月 10 日、11 日河北新報より）

仮設住宅退去後の居住先が未定の被災者が多い自治体は、平成 28 年 5 月 11 日付けで、応急仮設住宅の供与期間の 7 年目延長が決定し、延長措置を取っています。

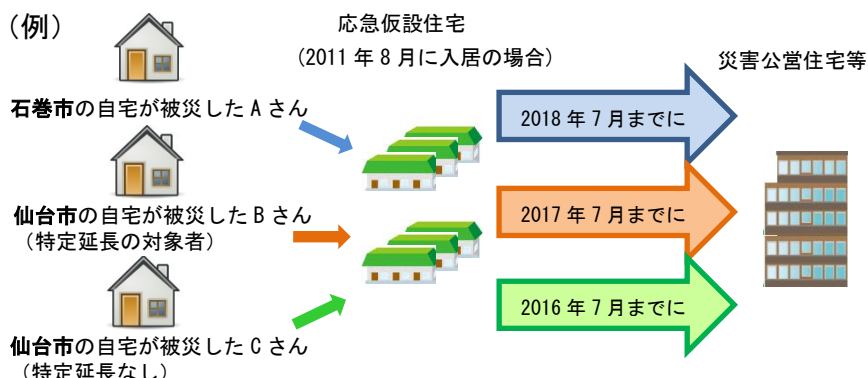
供与延長の適用は、被災時に居住していた市町村の供与期間が適用されるため、下記の例のように、石巻市(一律延長)で被災した A さん、仙台市(特定延長 6 年間で終了)で被災した B さん、仙台市(特定延長なし)で被災した C さんとは、仮設住宅に住むことができる期間に、1～2 年の差が生じることになります。

《カリタス若林 SC が訪問していた東通仮設住宅》



仮設住宅の駐車場

仮設住宅の全 194 戸がほぼ埋まる時期もあったが、今年 3 月末時点で、十数世帯が残るだけとなった。



◆延長措置が取られている市町

宮城県

【一律延長】 3 市町（石巻市、名取市、女川町）＊一律に 1 年延長、入居などから 7 年間。

【特定延長】 6 市町（塩竈市、気仙沼市、多賀城市*、東松島市、山元町*、南三陸町）

＊上記 6 市町で被災し、応急仮設住宅を供与されていて、かつ〈要件 1,2〉のいずれかを満たす方を対象に 7 年目の 1 年間を特定延長する。

<要件 1>公共事業(災害公営住宅への入居や防災集団移転など)による自宅の再建先は決まっているが、工期などの関係から現在決められている入居期間内に応急仮設住宅を退去できない方。

<要件 2>公共事業以外で、自宅の再建(再建先・再建時期)は決まっているが、工期などの関係から現在決められている入居期間内に応急仮設住宅を退去できない方。(多賀城市及び山元町で被災された方は除く。)

岩手県

【一律延長】 5 市町（釜石市、大船渡市、陸前高田市、山田町、大槌町）＊18 年夏まで 1 年間。

【特定延長】 1 市（宮古市）＊18 年夏まで特定延長。